

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
佐 原 博 之
（公印省略）

令和8年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣に係るQ&Aについて

令和8年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣については、厚生労働省より、都道府県災害福祉支援ネットワーク担当課宛てに、令和8年8月5日付事務連絡「令和8年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について」が発出されているところです。

これに関連して、今般、厚生労働省より、別添のとおりQ&A集を作成された旨のお知らせがありましたので、情報提供いたします。

Q&Aでは、令和8年7月31日付事務連絡「令和8年熊本地震にかかる福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」（令和8年8月4日付 日医発第876号）において示されたとおり、職員の派遣先施設が福祉避難所でない場合は介護サービス費等から支弁されることとなりますが、被災地の社会福祉施設等であって、現に避難者を受け入れているか否かに関わらず、当該施設に避難を希望する者を受け入れる体制を整える場合には、当該施設の所在市町村又は熊本県の判断により、福祉避難所として扱うことが可能であり、この場合、派遣職員の人件費及び旅費等については、災害救助費からの支弁が可能とのことです。

また、災害救助費で負担する派遣費用の請求の具体的な手続については別途、事務連絡が送付される予定ですが、請求に当たっては、派遣実績の分かる資料及び領収書等が必要となるため必ず保管していただきたい旨などが示されています。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・ 令和8年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係るQ&Aについて（令8.8.13 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課ほか連名事務連絡）
- ・ （参考）令和8年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について（令8.8.5 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課ほか連名事務連絡）

以上

事 務 連 絡
令和8年8月13日

都道府県民生主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和8年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣に係るQ&Aについて

標記については、令和8年8月5日付事務連絡「令和8年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について」により、介護職員等の派遣についてご協力をいただいているところですが、別添のとおりQ&A集としてまとめましたので送付いたします。

なお、本事務連絡の発出に当たっては、内閣府（防災担当）と協議済みです。

つきましては、御了知の上、当該業務の参考としていただくとともに、管内の市町村及び福祉関係団体、社会福祉法人等に対し周知方よろしく願いいたします。

○問合せ先

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課施設係

（代表） 03-5253-1111（内線 2864）

（ダイヤルイン） 03-3595-2616

（FAX） 03-3591-9898

【派遣登録・マッチング等について】

問 1 介護職員等の派遣の登録から派遣先施設等とのマッチングまでの手続はどのようなになるのか。

(答)

各施設・事業者から登録いただいた情報について、全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）でとりまとめ、派遣先施設のニーズとのマッチングを行い、全社協より、最終的に派遣が可能かどうか、登録いただいた施設・事業所等に、連絡・調整を行った上で、派遣先施設や日程等が決定されることになります。

よって、ご登録いただいても、状況によっては派遣を依頼しないこともあり得る旨、ご留意願います。

問 2 施設等に所属していない者の登録は可能か。

(答)

施設等に所属していない者については、まずは当該者が所属している団体等の了承を得た上で、団体等を通じて登録いただくことを検討下さい。

【派遣費用の取り扱いについて】

問 3 令和 8 年 7 月 31 日付事務連絡「令和 8 年熊本地震にかかる福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」（以下「7 月 31 日付事務連絡」。）において「あらかじめ福祉避難所として指定されている避難所に限らず、当該要配慮者が避難している場合でも、実質的に福祉避難所として扱うことが可能」とあるが、どのような場合に、福祉避難所として認められるのか。

(答)

被災地の社会福祉施設等であって、現に避難者を受け入れているか否かに関わらず、当該施設に避難を希望する者を受け入れる体制を整える場合には、当該施設の所在市町村又は熊本県の判断により、福祉避難所として扱うことが可能です。このとき、指定、協定・届出の手続きを省略して差し支えありませんが、簡易な方法により当該避難所の状況を把握するようお願いいたします。

この場合、派遣職員の人件費及び旅費等については、災害救助費からの支弁が可能となります。

問４ 社会福祉施設等を福祉避難所として使用する際、災害救助費の対象となる経費の具体的な範囲はどのようなになるか。

(答)

「福祉避難所の設置に要した経費」については、災害救助費として請求することが可能であり、以下の例が考えられます。

- ・ 冷房器具等が破損し、復旧に時間を要するため、別途冷房器具等を緊急に調達した費用
- ・ 避難所で使用する物資の調達や、福祉避難所の運営に当たる人件費、介護サービス費等の対象とならない避難者の支援に当たる人件費 等

他方、福祉避難所の設置に要するもの以外の経費で、本来的な社会福祉施設としての経費については、介護サービス費等で賄うこととなります。

問５ 派遣を予定している施設が、現時点では福祉避難所として指定されていないが、職員派遣の依頼をした場合、派遣職員の人件費はどのように支弁されるのか。

(答)

７月 31 日付事務連絡で示しているとおり、職員の派遣先施設が福祉避難所でない場合は介護サービス費等から支弁されることになります。

ただし、上記問３で示したとおり、避難者の受け入れの有無に関わらず、避難を希望する者を受け入れる体制を整えており、市町村又は熊本県が福祉避難所として認めた場合には、福祉避難所として取り扱うことが可能です。

問６ 派遣職員の旅費の基準額や対象については。

(答)

災害救助費からの支給となり、派遣先地域における実費が基準となりますが、最終的には熊本県と内閣府との協議により決定します。

対象としては、①公共交通機関の運賃等（公共交通機関の利用が困難であった場合にはタクシー代も対象）、②乗用車を使用した場合の燃料代、高速料金、③レンタカーのレンタル料（やむを得ずレンタカーを使用した場合）等が想定され、その他、各都道府県の旅費規程等に基づく額（派遣元都道府県と熊本県との協議が必要）とすることも可能です。

問7 災害救助費で負担する派遣費用の請求については。

(答)

職員派遣の終了後、派遣元施設から派遣元都道府県への請求書に基づき、熊本県へ求償いただくことになります。具体的な手続については別途、事務連絡を送付する予定です。

※ 請求に当たっては、派遣実績の分かる資料及び領収書等が必要となるため必ず保管して下さい。

【その他】

問8 従業員を被災地へ派遣する場合、派遣先への移動途上も含めて現地での業務・通勤に労災保険は適用されるのか。

(答)

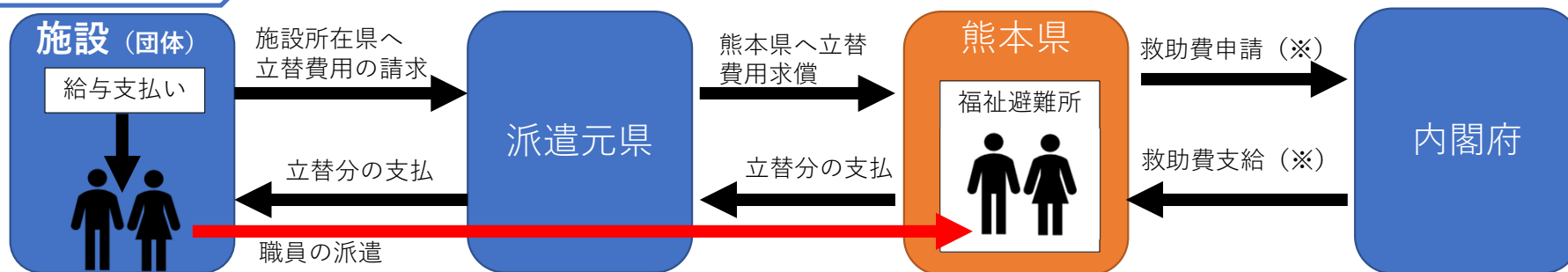
出張として派遣される場合、出張開始から終了までに起こった災害は、私的行為中ななどを除いて、職員を出張させた施設・事業所が加入している労災保険が適用されます。

別添資料

福祉避難所となる場合の応援職員の派遣にかかる経費の取り扱い

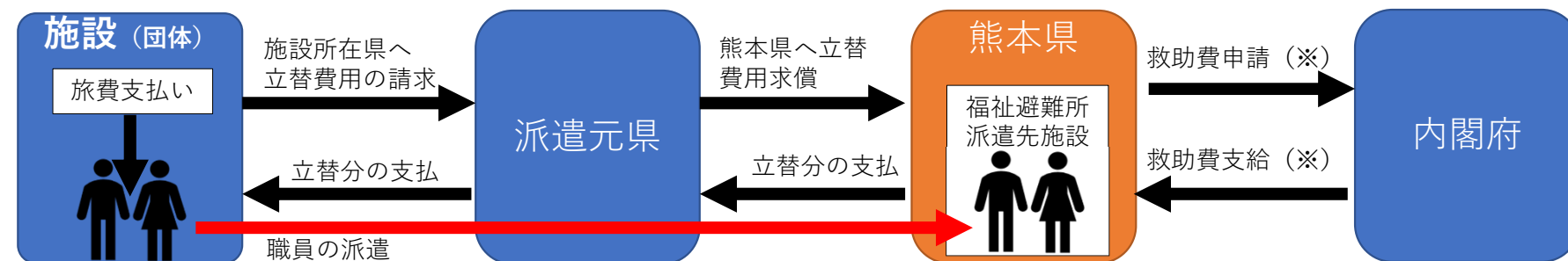
◎人件費の取り扱い

救助費対象



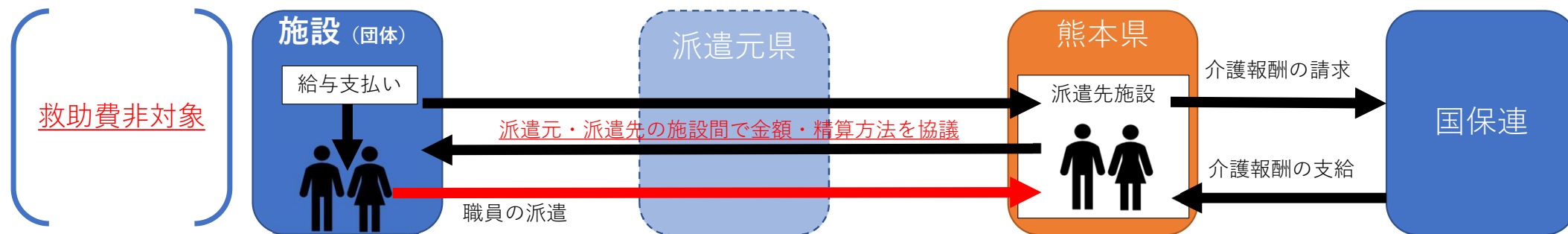
◎旅費の取り扱い

救助費対象

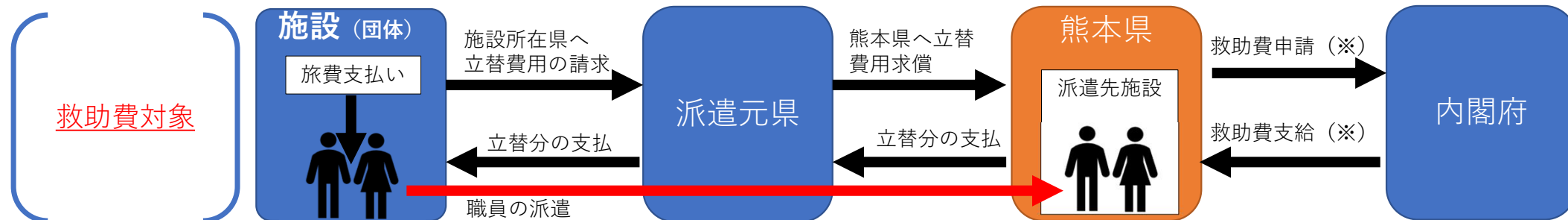


福祉避難所とならない場合の応援職員の派遣にかかる経費の取り扱い

◎人件費の取り扱い



◎旅費の取り扱い



事務連絡
令和8年8月5日

都道府県 災害福祉支援ネットワーク担当課 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
こども家庭庁育成局保育政策課
こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和8年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣依頼について

標記については、令和8年7月31日付事務連絡「高齢者、障害者等の要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について」により、被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するため、職員の確保について必要な対応をお願いしたところです。

被災地の社会福祉施設等においては、職員自身も被災するなど厳しい状況にある中、地域の要援護者の受入れなども行われており人的な支援が必要となっている状況にあります。

こうした状況を受け、今般、熊本県から別添のとおり各都道府県あてに介護職員等の派遣について協力要請があったところです。

については、今後、被災地の派遣ニーズに基づき、必要に応じて、全国社会福祉協議会より順次、被災施設への介護職員等の派遣に係る協力依頼をさせていただきますので、各都道府県におかれましては、その場合はご協力をお願いしたい旨、あらかじめ管内の災害福祉支援ネットワーク構成団体等に対して周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、介護職員等の被災地への派遣調整については、厚生労働省が災害福祉支援ネットワーク中央センター事業を委託している、全国社会福祉協議会において行うこととしているため、別途、派遣可能な介護職員等の登録について、全国社会福祉協議会より、該当都道府県あてに依頼させていただくこととしておりますので、ご承知置きください。

また、職員の派遣にかかる経費については、基本的には令和8年7月31日付事務連絡「令和8年熊本地震にかかる福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」によりますが、詳細についてはおってお知らせいたします。

【派遣職員の登録依頼及び取りまとめ】

全国社会福祉協議会・災害福祉支援ネットワーク中央センター
(全国災害福祉支援センター施設応援担当)

TEL:03-3581-4657

E-mail:shisetsu-haken@shakyo.or.jp

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課施設係

(代表) 03-5253-1111 (内線 2864)

(ダイヤルイン) 03-3595-2616

(FAX) 03-3591-9898

別添

令和 8 年 8 月 5 日

各都道府県知事 殿

熊 本 県 知 事 木 村 敬
(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震にかかる社会福祉施設等に対する
福祉関係職員の派遣について（依頼）

令和 8 年熊本地震の発生に伴い、熊本県の社会福祉施設等におきましては、職員自身も被災するなど厳しい状況にあり、人的な支援が必要となっていることから、都道府県からの福祉関係職員の派遣についてご協力をお願いいたします。

なお、職員の派遣にかかる費用は、熊本県が災害救助法による救助費から支給いたしますので、各都道府県におかれましては、熊本県へ災害救助法による求償を行っていただけますようよろしくお願いいたします。

（参考：令和 8 年 7 月 31 日付け厚生労働省及びこども家庭庁連名の事務連絡「令和 8 年熊本地震にかかる福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」）

（照会先）

熊本県健康福祉部

健康福祉政策課地域支え合い支援室 TEL 096-333-2819

長寿社会局高齢者支援課 TEL 096-333-2215

認知症施策・地域ケア推進課 TEL 096-333-2211

社会福祉課 TEL 096-333-2198

子ども・障がい福祉局子ども未来課 TEL 096-333-2227

子ども家庭福祉課 TEL 096-333-2228

障がい者支援課 TEL 096-333-2233